



福島医発第 1634 号 (地)
令和 3 年 9 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

外国への渡航を目的とした PCR 検査結果証明書の作成に伴う留意点について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、複数の国が入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置を設けており、その一環として特に渡航前の PCR 検査の実施と PCR 検査結果証明書（以下、「証明書」という。）の提出を求める国が多数あります。

証明書に記載を要する内容については、各国によって様々ですが、今般、医師が作成した証明書に渡航国が求める記載内容が含まれていなかったことから航空機に搭乗できなかったとして、受検者より検査費用等の返還を求められる事例が発生しております。

本来、証明書に記載する内容及び形式等については、受検者自身が渡航国の在京大使館等に確認した上で、医療機関に依頼するものですが、特定の外国への渡航を目的とした検査及びその結果を証明するものであることを医療機関が把握していた上で、当該証明書に必要な記載事項の欠落により受検者に損害が発生した場合、医療機関にも責任が発生し得ます。

つきましては、外国への渡航を目的とした証明書を作成する際は、下記外務省ホームページより渡航国が求める記載内容を確認することについてご留意いただくよう、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎